

緊急事態宣言発効に伴う放射線治療の運用変更について

放射線治療科部長・放射線治療センター長 小久保 雅樹

関係各位

平素より放射線治療センターの運用にご協力頂きありがとうございます。

このたびの新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴い、兵庫県に緊急事態宣言が発効されました。放射線治療科は感染すると重症化するリスクの高いがん患者の治療を行っており、放射線治療を開始すれば数週間は継続が必要であり、連続する5日以上放射線治療休止はがん制御率の低下をきたすという特徴を有しております。放射線治療の完全停止を回避する目的から、当センターの運用を暫定的に変更させていただきます。皆様には大変ご面倒をお掛け致しますが、何卒ご理解の上ご協力頂きますようお願い申し上げます。

1. 診療体制・予約枠等について

- ・市中での感染拡大を考慮し、一部の治療スタッフについてシフト制（交替制）をとります。
- ・放射線治療科へのご紹介（初診予約）について3日前に締め切り日と致します。緊急照射の場合は従前通りご連絡ください。また緊急ではない相談事例等については、カルテ診をご利用下さい。

2. 治療適応判断・治療開始時期について

- ・先に述べたように放射線治療においては治療期間が数週間など長期に及びますが、感染や濃厚接触が判明した場合は長期中断が必要となり、治療効果は期待出来ません。また耐容線量等の問題から再度の放射線治療も困難です。これらのことから流行拡大期に治療を実施することは患者の不利益となることが想定されるため、良性疾患（甲状腺眼症など）や一部の良性腫瘍、悪性腫瘍でも緊急を要さないケース（乳癌術後照射や前立腺癌など）については、治療適応がある場合においても数週間後以降の治療開始を提示させていただきます。
- ・放射線治療計画についても以前よりも日数を要することが想定されます。脊髄麻痺など緊急症例への対応を引き続き優先できるよう、ご理解頂きますようお願い申し上げます。

3. 治療時刻について

- ・患者間の接触機会低減を図りつつ、限られたスタッフでも円滑に業務が遂行できる様に、治療時刻の設定においても従来以上に制限が生じます。個別希望に沿った対応は困難であり、治療時刻については当センターにご一任下さい。
- ・入院患者は基本的にOn Callです。外泊・外出や退院に際しての治療時刻についても同様ですので、ご理解賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。